

# <重要>

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う上士幌町生活体験住宅利用承諾書

本承諾書は、上士幌町生活体験住宅を利用されるにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、利用者の皆様に記載をお願いしております。

本承諾書に記入いただいた個人情報について、上士幌町は厳正なる管理のもとに保管し、生活体験住宅利用の可否の判断、その他必要な連絡（※）のためのみ使用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。但し、新型コロナウイルスへの感染またはその疑いが認められた場合には、必要な範囲で保健所等に提供することがあります。

※災害時の対応を目的とした町内会への情報提供を含む

### <上士幌町生活体験住宅利用者（承諾者）情報>

利用者名		電話番号	
住所			
生年月日	年 月 日	緊急連絡先	氏名： (続柄： ) 電話番号：
来町までの旅程 (出発地・経由地等)			

上士幌町長 竹中 貢 様

記入日：令和 年 月 日

私は、上士幌町生活体験住宅利用申込みにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う下記の事項について承諾します。

記

1. 本承諾書に記入した個人情報については、新型コロナウイルスへの感染またはその疑いが認められた場合に、必要な範囲で保健所等に提供されること
2. 全参加者について、上士幌町に到着する予定の**72時間以内に受けたPCR検査**において陰性であり、来町時にそれを証明する書類を提出すること（ワクチン接種済みの方も対象）
3. 来町する2週間前から来町後2週間後までの期間に全参加者の健康観察（検温等）を実施し、所定のシートに記入、提出すること（ワクチン接種済みの方も対象）
4. 居住地や経由地（宿泊を伴う場合のみ）が緊急事態宣言またはまん延防止重点措置等の対象となった場合には、上士幌町生活体験モニターとしての受入れが延期または中止となること
5. 北海道全域、十勝地方が緊急事態宣言またはまん延防止重点措置等の対象となった場合には、上士幌町生活体験モニター事業が延期または中止となること
6. 上記4、5の理由で生活体験が延期または中止になった場合に発生する交通費並びに宿泊費等のキャンセル料金については自己負担となること
7. その他、上士幌町からの要請があった場合には、生活体験モニターの期間中であっても入居している体験住宅から他の体験住宅へ移動すること（利用料金の変更はありません）

以上

氏名（自署）